

ブレグジットに関して留意すべき
法的ポイントと規格・認証制度

岩村浩幸
パートナー弁護士
アシャースト法律事務所

2020年12月11日



自己紹介

- アシャースト法律事務所ロンドンオフィス コーポレート部門 パートナー
- 資格
 - 2003年米国法弁護士(NY州及びNJ州)
 - 2005年英国法弁護士(英国及びウェールズ)
- 専門
 - 会社法全般(M&A、組織再編、会社清算、一般契約書のレビュー)
 - 紛争解決(海外における訴訟対応)
 - Brexit関連のアドバイス
 - コンプライアンス(GDPR、競争法、贈収賄法、雇用法 等)

定義

- Great Britain/GB: England, Wales及びScotland
- NI: 北アイルランド
- Brexit後のEU加盟国の定義には英国は含まれない

4つの移動の自由が無くなる

Brexitの影響: 4つの移動の自由

	Brexit前	Brexit後
物の移動の自由	<ul style="list-style-type: none">英国・EU加盟国間の物の移動は自由物の輸出入に関税などの税金無し製品などに関する法律が英国・EUで統一	<ul style="list-style-type: none">輸出入の手続きが必要関税等の支払いが必要製品などに関する法律が異なったものとなる(ただしNIは除く)
人の移動の自由	<ul style="list-style-type: none">国境間での移動の自由どこの国でも就業可能企業の設立国による差別の禁止	<ul style="list-style-type: none">国境間の移動に制限就業にはビザが必要企業の設立国により待遇に差が出る可能性あり
サービスの移動の自由	設立国に関わらずEU加盟国内でサービスを自由に提供可能	資格を必要とするサービスの提供などは制限される可能性あり
資金の移動の自由	EU域内での資金の移動が自由に行える	英国が二国間条約を結んでいない国との資金の移動に税金などがかかる可能性

EU法が英国法に置き換えられる

Brexitによる法律への影響

- 移行期間終了後はEUの法律(Regulation(規則)、Directive(指令)等)の適用は英国ではなくなる
- EU離脱法(European Union (Withdrawal) Act 2018)(以下「EUWA」という。)のもとで、移行期間の終了以降も、**当面の間は英国ではEU法が英国法の一部を構成して適用され続ける**
- ただし、法律の整合性を取るために、法律の条文に多少の修正が加えられることとなる
 - EU規則はEU法が直接英国国内で適用されているために、EU指令に基づいて既に制定されている英国国内法よりも修正の度合いは大きい
- NIに関しては、離脱合意におけるNIに関するプロトコルに基づいて、EUの税関及び製品のスタンダードに関する法律が適用されることには注意
 - ただし現在英国政府がプロトコルの適用を大臣の権限で除外するための法案を審議中
 - EUは強く反発し、欧州委員会が英国に対して、当該法案は離脱合意の違反であると指摘したレターを送付(法的手続きの開始 - 英国が罰金を支払う可能性がある)



EUの法律において、英国がEU加盟国とみなされなくなることによる影響を検討することが一番重要

手続きの変更とライセンスの確認

離脱の影響:輸出入手続き

- EU加盟国からの輸入及びEU加盟国への輸出において、第三国からの輸出入とみなされるために、必要となる手続きを行うことが必要となる(物の移動の喪失)
- 英国からEU加盟国への輸出にあたってはCustoms Declarationを提出することが必要
 - National Export Systemへの登録と利用が必要となる
 - EU加盟国側での手続きも必要となる
- 特定の物品のEU加盟国からの輸出及びEU加盟国からの輸入にあたってはライセンスの取得が必要
 - 生きている動物・魚・植物、木材、オゾンに影響を与える物質・ガス、原子力に関係する物品、廃棄物、Controlled Goods(軍需品、軍民両用物品(dual use items)、武器、拷問などのための物品)(輸出のみ)、ダイヤモンド(輸出のみ)等
- アルコール、たばこ、特定の油などの輸出には追加の手続きが必要
- EUのSafeguardやアンチダンピング規制のいくつかは、英国で引き継がれることが予定されている
 - 鉄鋼製品に関するセーフガードについては、英国での生産が行われている19品目に関するセーフガードが継続されることが予定されている
 - アンチダンピングについては日本からの輸入品については撤廃されるが、その他の国から(中国など)からの輸入品については継続されるものも多い
 - Trade Remedies Investigations Directorate (TRID)により定期的にレビューがなされるために、今後の動向には注意が必要
- NIに設立されているビジネスは制限なくGBとEUに物を輸出入できるとされているが、今後の交渉の進展に注意

サプライチェーンにおける当事者（輸出入・通関業者等）の
役割分担を明確にすることが重要

離脱の影響:規制

CEマーク → UKCAマーク

EU REACH → UK REACH

RoHS指令 → そのまま

離脱の影響:規制 – 一般論

RepresentativeやImporter等の代理人の任命などに関する移行期間終了後の影響は一般的には以下の通り

企業の所在地	終了前	終了後
日本 (その他第三国)	<ul style="list-style-type: none">EUか英国のどちらかだけに代理人を置くことが許される	<ul style="list-style-type: none">EUと英国の両方に代理人を置かなければならない
英国	<ul style="list-style-type: none">EU加盟国での取引に関して、代理人の必要なし	<ul style="list-style-type: none">EUにRepresentativeを置かなければならないEUへの製品の輸出に対してはEUでImporterを任命することが必要となるEUの法律においてEU/EEA外の第三国と同様に取り扱われる
EU加盟国	<ul style="list-style-type: none">英国での取引に関して、代理人の必要なし	<ul style="list-style-type: none">英国にRepresentativeを置かなければならない英国への製品の輸出に対しては英国でImporterを任命することが必要となる英国の法律において他の第三国と同様に取り扱われる(GDPRなどの例外あり)

離脱の影響: 規制 - Labelling

- UKCAマーク
 - 2021年1月1日以降は、GBにおいて販売される製品には、CEマークに代わりUKCAマークが使用されなければならない
 - NIではCEマークが使用されなければならない
 - NI市場へ投入される製品で英国で認証されたものはUKNIマークを使用
 - UKCAマークの認証手続き等の基本的なルールは既存のCEマークのルールと同じだが、認証機関は英国の機関となる
 - ただし2021年12月31日までは、GBでのCEマークの使用も許される(特定の製品は除く)
 - 自己宣言及びEUの認証機関によって認証されている場合
 - ただしEUが法制度を変更して、英国の法律と異なるものとなった場合には、2021年12月31日以前にCEマークの英国での使用が認められなくなる可能性があることに注意
 - 2020年12月31日までに生産されている商品はCEマークを使用してGB市場で販売することができる
 - 2022年12月31日まではUKCAマークを製品または同封されるドキュメントに付すことが許される(建築機器、医療機器等いくつかの製品は対象外)
 - 2023年1月1日以降は製品に付されなければならない
 - CEマークと併用することが可能
 - Authorised representative/responsible personは英国(NI含む)にいないといけない
- CEマーク
 - EU加盟国は基本的には移行期間終了後は英国を第三国として扱う
 - 英国の機関によって与えられたCEマークの認証などはEU加盟国では認められない
 - Authorised representative/responsible personはEU加盟国にいないといけない
 - EU加盟国ではUKCAマークは利用できない
- EU法で規制されていない製品がEU加盟国から輸入される場合に、英国法に従う事が必要となる可能性があることには注意
- 食品や飲料などに関するラベルや販売の規制についても影響があるために、該当する企業はチェックが必要
- 医薬品のMarketing Authorisationの手続きについての変更にも注意

離脱の影響: 規制 - Labelling

EU legislation	UK legislation
Toy Safety - Directive 2009/48/EC	Toys (Safety) Regulations 2011
Recreational craft and personal watercraft - Directive 2013/53/EU	Recreational Craft Regulations 2017
Simple Pressure Vessels - Directive 2014/29/EU	Simple Pressure Vessels (Safety) Regulations 2016
Electromagnetic Compatibility - Directive 2014/30/EU	Electromagnetic Compatibility Regulations 2016
Low Voltage Directive 2014/35	Electrical Equipment (Safety) Regulations 2016
Non-automatic Weighing Instruments - Directive 2014/31/EU	Non-automatic Weighing Instruments Regulations 2016
Measuring Instruments - Directive 2014/32/EU	Measuring Instruments Regulations 2016
Lifts - Directive 2014/33/EU	Lifts Regulations 2016
ATEX - Directive 2014/34/EU	Equipment and Protective Systems Intended for use in Potentially Explosive Atmospheres Regulations 2016
Radio equipment - Directive 2014/53/EU	Radio Equipment Regulations 2017
Pressure equipment - Directive 2014/68/EU	Pressure Equipment (Safety) Regulations 2016
Personal protective equipment - Regulation (EU) 2016/425	Personal Protective Equipment Regulations (Regulation (EU) 2016/425 as brought into UK law and amended)
Gas appliances - Regulation (EU) 2016/426	Gas Appliances (Product Safety and Metrology etc (Amendment etc) (EU Exit) Regulations 2019)
Machinery Directive 2006/42/EC	Supply of Machinery (Safety) Regulations 2008
Outdoor Noise Directive 2000/14/EC	Noise Emission in the Environment by Equipment for use Outdoors Regulations 2001
Directive 92/42/EEC hot-water boilers AND Ecodesign Directive 2009/125/EC	The Ecodesign for Energy-Related Products and Energy Information (Amendment) (EU Exit) Regulations 2019
Restriction of the Use of certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment (RoHS) - Directive 2002/95/EC	The Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment Regulations 2012

離脱の影響：規制 – REACH/RoHS

- REACH (Regulation, Evaluation, Authorisation and restriction of Chemicals)
 - UK REACHと呼ばれる新たな英国独自の法律が2021年1月1日から適用される
 - EUWAに基づいて引き継がれるために、基本的な内容はEU REACHと同じ
 - NIにおいてはEU REACHが移行期間後も適用される
 - UK REACHにおいてはEU/EEAは第三国とみなされることになり、EU REACHにおいてはNIを除く英国は第三国とみなされることになる
 - 登録
 - 現在英国でEU REACHの下での登録をしている企業がEU/EEA市場で対象となる化学薬品を販売するためには、EU/EEAの当該機関への登録の変更が必要となる
 - 移行期間終了前にEU/EEA加盟国においてEU REACHの登録をしている、英国で設立されている企業は、UK REACHに関しては無料で登録情報が引き継がれる(grandfathering)
 - ただし、そのためには基本的な情報をHealth and Safety Executive (HSE)に2021年4月30日までに提出しなければならない
 - 英国外で設立されている企業においては、上記の登録の移転はされないために、移行期間終了前までに英国に設立されている企業へと登録を変更するなどの作業が必要となる
 - 新規の登録についてはそれぞれの英国またはEU/EEAのそれぞれで独自に行われる必要がある
 - 英国外で設立されている企業がUK REACHの下で英国に化学薬品を輸入する際には、英国に居住するOnly Representative (OR)またはImporterを登録しなければならない
 - 現在EU REACHで登録をしておらず、EU/EEAのサプライヤーなどが有する登録に依拠して英国にEU/EEAから化学薬品を輸入している英国で設立されている企業は、Downstream User Import Notificationを2021年10月27日までにHSEに提出したのちに、登録の手続きを行わなければならない
 - 英国でImporterとしてのみ登録されている企業は、EU REACHの下でORを任命してEU/EEAで製品を販売することはできない。そのため、EU/EEAの顧客がEU REACHに基づいてImporterとして登録するか、サプライヤーがEU/EEAでORを任命しなければならない
- RoHS指令に基づいて2012年に施行された英国の規制における、材料や数量の制限に関する内容には大きな変更は無し
 - ただし、REACH同様、CEマークやEUの認証に関しては、UKCA/英国の認証を使用することが必要となる
 - Authorised Representativeも英国に置くことが必要となる

離脱のインパクト: 規制 - 個人情報保護法

- 英国はGDPRと同じ内容の法律(UK GDPR)を継続して適用する
- GDPRの下では、EU加盟国からは英国が第三国と扱われることになる
 - EU加盟国から英国への個人情報の移転が禁止される可能性がある
 - 充分性の認定が移行期間の終了前には出される予定
 - ただし、充分性認定が間に合わない場合は、SCC/BCR等の施策によりEU加盟国から英国への個人情報の移転をカバーすることが必要となる
 - **具体的対策**: EU加盟国を情報のExporter、英国を情報のImporterとしたSCCの締結などが必要となる
 - **具体的対策**: EU加盟国が管轄機関であるBCRは英国では自動的に認められるが、英国ICOが管轄機関のBCRはEU加盟国では認められない可能性があるため修正が必要
 - 英国の企業がEUに居住する個人の情報を処理している場合は、EU域内にRepresentativeを任命することが求められる(役割: 情報管理、当局や情報主体者とのコミュニケーション)
 - **具体的対策**: 情報主体者が居住するEU加盟国にある子会社または業者(弁護士事務所など)をRepresentativeとして任命することが必要となる可能性がある
- UK GDPRの下では、英国からはEU加盟国が第三国と扱われることになる
 - 英国からEU加盟国への個人情報の移転は制限されない(充分性認定が間に合わなくとも)
 - 欧州委員会により充分性認定が出されている国は英国においても充分性認定が出されているものとみなされる(例: 日本への個人情報の移転はEUの充分性認定でカバーされる)
 - ただし韓国はまだ協議中
 - EU加盟国の企業が英国に居住する個人の情報を処理している場合は、英国内にRepresentativeを任命することが求められる
 - **具体的対策**: 英国にある子会社または業者(弁護士事務所など)をRepresentativeとして任命することが必要となる可能性がある

離脱のインパクト:規制 - 個人情報保護法

- 個人情報の漏洩などの場合には、英国及びEU加盟国の複数の当局とやり取りをすることが必要となるために、事故の際の報告のフローを確認することが重要
 - **具体的対策:** 情報漏洩などが発生した際の当局への通知において(72時間以内が原則)、誰がどの当局に連絡をするべきの手続きをアップデートする
- その他のポイント
 - 欧州司法裁判所によるSchrems II判決の結果、EU加盟国から米国や中国などの個人情報の法制度が整っていないとEUからみなされている国へと個人情報を移転する際には、SCCをテンプレートのまま使用することでは不十分
 - **具体的対策:** 個人情報が移転されている国を認識し、これらの国々が十分制認定を与えられていない国の場合は、データの移転にあたり追加の暗号化や匿名化の施策を検討する
 - https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/consultation/edpb_recommendations_202001_supplementarymeasurestransferstools_en.pdf
 - 2020年11月12日に欧州委員会が新しいSCCに関するドラフト意見を公表
 - 意見が正式に採択されてから12か月以内にSCCの文言の修正と必要に応じて対応策を検討することが求められる
 - 英国はこの意見に従う必要は無いために、英国がどのような対応を取るには注意が必要
 - **具体的対策:** 既存のSCCの見直しに関する検討を意見の採択直後から開始できるように準備を行う

離脱の影響：規制 - ライセンス

- 金融業務に関する指令・規則が英国に適用されなくなるにより、英国で取得したライセンスを利用したEU加盟国での業務が禁じられる
 - EUと英国はお互いに移行期間終了までにEquivalenceの決定を行い、お互いの金融機関がそれぞれの市場にアクセスできるようにするとしていたが、現時点で非常に限られた決定がなされたのみ
 - 英国のクリアリングハウス(central counterparties) がEUの顧客に対して2022年6月末までは継続してサービスを提供できることのためのEquivalenceの決定を欧州委員会が出している
 - Equivalenceの決定がなされない場合またはその範囲が十分でない場合、金融機関は英国とEU加盟国の両方でサービス提供に必要となる認可を取得することが求められる
- 英国で与えられるその他のライセンス(例: 運転免許証なども含む)がEU加盟国では認められなくなる
- EU加盟国で与えられるその他のライセンスが英国では認められなくなる
 - ただし英国政府は運転免許証については当面の間EUの運転免許証を英国で利用できるとしている

離脱の影響: 知的財産権

EUでの登録権利(商標・意匠) → 英国での権利に変換

主に英国国内の権利(特許・著作権) → 大きな変更なし

離脱のインパクト: 商標権と意匠権

- 2021年1月1日からはEUレベルで登録・管理が行われている権利(商標・European Union Trade Mark("EUTM"), 意匠・Registered Community Design("RCD")) は、英国では有効で無くなる
 - 既存の権利の英国での効力が無くなる
 - 国際出願においてEUを選んでも英国が含まれなくなる
- ただし、既存の権利については同等の権利が英国法のもとで同日から自動的に付与される
 - EUTM/RCDの登録情報及び優先日が新しい英国の権利に引き継がれる
 - 2021年1月1日の時点で申請登録中の場合は、2021年9月30日までに英国で同じ内容で再申請すれば当初の申請日が引き継がれる(申請料金の支払いが必要)
 - EUTMに関しては新しいcertification/collective marksの制度が英国でも設けられる
 - EUTMに関してはEUにおける商標の利用が権利保護の根拠として認められる(英国での利用が無くとも)
- 登録される権利については、今後はEUと英国の両方で権利を保持するための手続きをしなければならないことに注意
 - 登録の更新、更新料の支払い等
- EUのUnregistered Design Rightsは英国の権利に自動的に変更され、英国で継続して保護される(supplementary unregistered design)
 - ただしFirst Disclosureを英国とEUのどちらで行うべきかは慎重に検討することが必要

新しい権利が適切に付与されているかを確認することが重要

離脱のインパクト:その他知的財産権

- Exhaustion of rights(権利の消尽)の原則は英国には適用されなくなる
 - 今後は英国の市場に投入された知財権で守られた製品をEU加盟国に輸出する際には、権利保有者からの同意を求めることが必要となる
 - 例:特定の商標を使用している英国で販売された製品がフランスに輸出される際に、商標権の保有者が商標権が消尽していないことを理由にフランスへの輸入を禁止することができるようになるため、輸出の前に権利保有者からの許可を得ることが必要
 - EU加盟国で導入された製品が英国に輸入された場合には権利は消尽したとみなされる
- 文学、映画、音楽などに関する著作権の基本には変更なし
 - EUのルールで規制されていた特定の権利(衛星放送に係る著作権、データベース、オンラインコンテンツのポータビリティ等)については多少の変更あり
- 特許権の基本には変更なし
 - ただしsupplementary protection certificate及びplant variety rightsについては変更があるために、当該権利を有する権利者はチェックが必要
- .euのドメインは英国に設立された企業は使用できなくなる
 - 法人や組織としては、EU/EEA域内に「設立」された企業のみが使用可能
 - 登記住所、運営の中心地、ビジネスの主たる場所などが「設立」の判断基準となる
 - 個人では、EU/EEA加盟国に居住する個人、または、EU/EEA加盟国民であれば居住地に関わらず使用可能
 - 他の加盟国のドメインネームにも同様の制限がある可能性に注意

離脱のインパクト: 会社法

- これまでannual accounts(年次財務諸表)をEU adopted IASで準備していた会社は、UK adopted IASで準備しなければならない
 - 現時点では二つのルールは同じ内容
- 英国で上場している企業はレポーティングなどのルールが多少変更となることに注意
- TFEUの第54条が適用されなくなることから、英国で設立された会社がEUではその法人格が認められない可能性がある (incorporation v real seat)
 - 例: 英国会社のLimited Liabilityがドイツなどで認められなくなり、ドイツにおける英国会社の支店の不法行為などに関して英国会社の株主が直接責任を負う可能性
 - 中長期的には条約などで担保される可能性が高い
- EUに設立された英国会社の支店が第三国の企業の支店として取り扱われるようになる
 - 加盟国によっては登録の際の追加の手续や追加の情報提供が求められる可能性がある
 - 本店が保有しているライセンス(金融ライセンスなど)が支店のある国では認められなくなる
- 英国に設立されたEU加盟国会社の支店が第三国の企業の支店として取り扱われるようになるために、追加の情報が求められることになる
- European Companyの制度が英国では利用できなくなる
- EU Cross-border Mergerの制度は英国企業では利用できなくなる
- 監査人の国籍には注意
 - EU加盟国監査人が英国会社の監査を行う場合は、監査人は英国での登録を行うことが必要
 - 英国の監査人がEU/EEAの企業の監査を行うことはできない
 - ただし親会社が英国で子会社がEU/EEAにある場合にグループの監査を英国の監査人が行うことは可能

離脱のインパクト: 契約法

- 英国の契約法は特定分野(消費者保護に関する法律など)を除いてはEU法の影響をそれほど受けていないため、英国のEU離脱が直接契約の有効性や解釈などに影響を与える可能性は低い
- しかし重要な契約については以下の点を確認することが推奨される
 - 既存の契約において英国のEU離脱が契約解除の理由となるか?
 - Materiality: 離脱の事実(4つの自由の喪失等)が契約の本質的な部分に影響を与えるか
 - 契約の実施が不可能、force majeureなどの理由が存在するか
 - 明示的に英国のEU離脱が契約理由となっているか
- 4つの自由を前提とした部分が契約に含まれている場合は変更を検討
 - 関税は誰が払うのか
 - サービスの提供は国境を越えて可能なのか

離脱のインパクト: 準拠法・管轄

- 移行期間の終了までに締結された契約や損害が発生する事柄については、Rome I/Rome II Regulationsの準拠法選択の原則が適用される
 - Rome I Regulation: 当事者が選んだ契約に規定されている準拠法が適用される
 - Rome II Regulation: 損害が発生した国の法律が適用される
- Brussels Regulation の下での管轄と執行に関するルールが英国には適用されなくなる
- ただし、英国においてはどちらも英国国内法の一部を構成することとなるために、これまで通りのルールが適用される
- EU加盟国においてはRome I/II/Brussels Regulationsは継続して適用されるため、当事者が英国法・英国裁判所を選択した場合は当該裁判所においてその選択は規則に基づいて認められる
 - ただし執行に関しては、EU加盟国の国内法に基づいて、英国での判決をEU加盟国において執行するにあたり追加の手続きが必要となる可能性がある

離脱のインパクト: 競争法

- 英国のEU離脱に伴い、違反行為の調査や合併審査などに関して、これまで欧州委員会かCMAのどちらかだけが行っていた作業が平行して行われることになる
 - 既に提出されている合併審査はそのまま継続して行われる予定
- 欧州委員会が直接英国の会社に対してDawn Raidや調査などを行う権限もなくなる
- 英国裁判所が競争法の民事裁判で利用されなくなる？
 - 欧州委員会による決定が英国裁判所での民事裁判で裁判所を拘束しなくなる (Regulation 1/2003が適用しなくなるため)
 - Damages Directiveの下での加盟国当局の違反決定を裁判所がprima facie evidence (疎明する資料)として扱うという原則が適用されなくなる
 - Brussels Regulation 第6条第1項の「関連する請求については、少なくとも一の被告が所在する加盟国裁判所で訴えを提起することができる」という原則があてはまらなくなる (ただし、英国にはモンローの類似原則がある)
- EU Block Exemptionが英国では適用されなくなる
 - 但し2018年EU離脱法の下で英国でも適用が継続される
- EUの政府補助(State Aid)の規則が英国では適用されなくなる(?)

英国とEUの交渉の結果による影響が一番大きい分野の一つ

英国における新たな投資規制 (1/3)

- 2020年11月11日、英国政府は、国家安全保障・投資法の法案(National Security and Investment Bill。以下「本法案」)を国会に提出
- 17の分野における法人の権利・持分(通常は少なくとも15%を保有)の取得を伴う取引については、**義務的届出制度**が設けられ、取引実行前に承認を得なければならない(資産取引は対象外)
 - 軍事/デュアルユース(軍民両用)、防衛製品/サービス、重要な国家インフラ(輸送、電気通信、エネルギーネットワーク、データ・インフラ、衛星を含む)、高度なIT、量子、バイオシンセシス技術、政府や非常時用サービスに関する重要なサプライヤー 等
- **閾値は設定されていない**。対象となり得る取引の範囲は非常に広く、対象となる事業に関連した最低売上高の金額等の要件も定められていない。
- 義務的届出の不遵守に対する懲役(最大5年)と罰金(全世界の売上高の5%に相当する金額又は1,000万ポンドのいずれか大きい額)を含む**制裁**の対象となる。取引も無効となる。
- 義務的届出の対象となる産業分野や事業内容を、**国務長官の命令により変更**することができる。
- 義務的届出の対象とならない取引・投資(資産取引を含む)について、当該取引が行われてから最長5年間(国務長官が当該取引を認識した場合には6ヶ月に短縮)、**国務長官が、国家安全保障審査を実施する権限を有する**
- 義務的届出の対象とならない取引の当事者が、当該取引・買収が国家安全保障上の懸念を引き起こす可能性があると考える場合に**任意で通知を行うことができる**
- 承認前の合併による事業統合によって生じる既成事実化を防ぎ又は巻き戻すために、当局は、既に完了した取引に関連して**暫定的な分割命令("hold-separate order")を行う権限を有する**
- 国家安全保障上のリスクに対処するための幅広い**是正措置**
- **異議申立て**は、司法審査の方法により、当局の決定プロセスと行為の適法性のみを対象として実施される(判断の妥当性を審査するものではない)

英国における新たな投資規制 (2/3)

- 本制度の対象者
 - 本制度は、英国内外を問わずすべての買収者・投資家に等しく適用される(現行の国家安全保障制度で採用されているアプローチと一致する)。また、英国内の特定の事業に対する支配権の変更があった場合の、買主と売主の双方が外国法人の取引にも適用される
- 遡及適用
 - 本法案公表後の2020年11月12日以降、本法が成立する前に実行が完了した取引については、本法案が法制化された時点で、当局は、個別指定権限を利用して遡及的な審査を行うことができる。2002年企業法(Enterprise Act 2002)の合併規制条項は暫定期間中も引き続き適用されるため、政府が上記の条項を根拠に遡及的に審査を行うのは、対象となる取引が企業法の国家安全保障条項の対象とならない場合に限られると思われる。よって、事実上、政府は、本法案の公表後、本法が成立する前に実行完了した取引については、その完了後最大5年間、審査を行うことができる
- 審査のスケジュール
 - 審査には、届出日から最大30営業日を要する。当該初回の審査期間後、詳細な国家安全保障審査が必要と判断された場合は、当初の30営業日から、さらに45営業日まで延長可能とされている(また、さらなる延長の余地もある)

英国における新たな投資規制 (3/3)

- 届出義務のある買収
 - 「届出対象となる買収」と呼ばれる特定の取引に関与する法人に対して届出義務が課せられている
 - 届出義務のある買収とは:
 - ①特定の事業内容(以下参照)の適格事業者(定義は以下参照)の支配権を獲得する場合、又は、
 - ②適格事業者の株式または議決権の**15%**以上に相当する権利または持分を取得した場合
 - ①の「支配」とは、適格事業者の株式または議決権の25%以上を取得することと定義されている。また、投資家が50%および75%の株式所有/議決権の閾値を跨いで更に取得した場合にも、新たな支配権の取得とされ、更なる届出義務が発生する
 - 適格事業者とは、個人以外の事業者(会社やパートナーシップを含む)と広く定義されており、本法案の対象となる事業活動の詳細を明記した規則が採択される予定である。資産自体は適格事業者とはならないため、資産取引は義務的届出の対象にはならない。

離脱のインパクト:その他

- 英国子会社がEU公共調達へ参加する際にEU加盟国企業とはみなされなくなる
 - 直ちに差別されるというわけではないが、業種によってはそのインパクトは検討することが必要
- 不動産の売買・賃貸などに関する法的インパクトはほぼなし
 - ただし、ファンドによる不動産投資に関しては金融規制の変更に注意
- 倒産手続きにおいて、EU全体での統一手続きを英国からは利用できなくなる
- 通信、エネルギー、運輸、航空などの個別の分野におけるインパクトも要検討
- EUのサンクションは英国でも継続して適用される

ご視聴有難うございました

岩村浩幸(英国・米国弁護士)

アシャーセント法律事務所

E-mail: hiroyuki.iwamura@ashurst.com

電話番号: +44 (0)207-859-3244

携帯: +44 (0)780-920-0318

The background features a white page with a horizontal line across the middle. Above the line, there is a dark red rectangle on the left and a large yellow rectangle on the right. Below the line, there is a vertical orange rectangle on the left. The text '参考資料' is centered in the white space between the orange rectangle and the right side of the page.

参考資料

ashurst

単一市場と四つの自由

- 単一市場
 - 物やサービスの自由な移動の障害となる域内の障壁や規制が撤廃された統合市場
 - 対外貿易政策に関してはEUがまとめて他国と協議(関税同盟)、共通の政策 等
- 四つの自由
 - 物の移動の自由
 - 関税・量的制限の撤廃
 - 非関税障壁の撤廃(相互認証、物理的・技術的な障壁の撤廃、標準化 等)
 - 人の移動の自由
 - 就業のための国境を越えた移動、加盟国での居住の自由
 - 国籍を理由とした雇用・報酬・その他の雇用条件における差別の禁止
 - サービスの移動の自由
 - 国境を越えたサービスの提供の自由
 - 加盟国における居住・法人の設立を通じたサービスの提供の自由
 - 法人の設立国を理由とした差別の禁止(公共入札など)
 - 資金の移動の自由
 - 資本の移動、直接投資、資産購入のためのローン、保証の提供などの様々な行為を含むEU加盟国間における資金に関する全ての移動に関する自由



EUからの離脱により単一市場へのアクセスとこれらの自由を英国は失う可能性がある

EUを支える法律と機関

- EU法
 - EUに関する条約(Treaty on European Union, Treaty on the Functioning of the European Union等)
 - EU加盟国間の「取り決め」
 - 加盟国は条約の条文に従う義務がある
 - Treaty on European Union (EU条約)の50条に離脱の手続が記載されている
 - 指令: Directive
 - EUの法律で指令の内容に沿った国内法の制定により各加盟国において当該国内法の効力が生ずる
 - 英国での国内法はAct/Regulations/Statutory Instrumentsなどが利用される
 - 規則: Regulation
 - EUの法律で国内法の制定を待たずして直接、各加盟国において法的効力を生ずる
 - 矛盾する国内法に優先する(primacy of EU law)
 - 国内法で補足がされることもある
 - 決定: Decisions
 - 特定の個人・法人などに対してEU機関から出される決定
 - 例: 競争法などに関して欧州委員会から出される決定
- EUの機関
 - 欧州理事会: European Council: 加盟国元首の集まり。外交・農業政策などのEUの政治的基本方針について協議
 - EU理事会: Council of the European Union: 立法機関。加盟国からの閣僚がテーマに応じて集まり協議
 - 欧州議会: 立法機関。各国から議員選出(751人)。EU予算管理
 - 欧州委員会: European Commission: 行政機関。法律案も提出。各国から委員選出
 - 裁判所: (Civil Service Tribunal →) General Court → Court of Justice (ECJ)

aQ Legal and Business Skills 35120886

7_1

© Ashurst 2018

ashurst